

▶ ゴールドカードでお買い上げの商品には、
「購入商品安心保険」がついてきます。
(動産総合保険)

カードで買った商品が万一こわれたり、
盗まれたりしても大丈夫。購入90日以内なら年間最高
300万円まで補償いたします。

旅の思い出に、せっかく買った商品が持ち帰る際に壊れたり、思わずところで盗まれたり…。そんなアクシデントにも「購入商品安心保険」が対応します。ゴールドカードでお買い上げの商品なら、購入90日以内の偶然の事故による商品の破損、盗難などを年間最高300万円まで補償。ゴールドカード会員様だけがご利用いただける特典です。

■「購入商品安心保険」の概要

保険の概要	ポケットカードでの購入品をご購入日から90日以内の偶然な事故の際に補償します。
保険の対象	会員がポケットカードを利用してご購入された商品
保険の対象となる場合	さまざまな事故(注1)によって保険のために生じた損害がお支払いの対象になります。 (注1)別途定める実質事由に該当する事故を除きます。(「保険の対象とならない主な場合」をご参照ください) たとえば、次のような損害が対象となります。 ①火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ②台風、せん風、暴風、豪雨風、竪風などの風、および雹(ひょう)によって生じた損害 ③盗難による損害 ④航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤被爆によって生じた損害 ⑥いたぐらによって生じた損害 ⑦衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑧水漏れによって生じた損害 ⑨前記①～⑧以外の不測かつ突然的な事故(破損、汚損等)
年間補償限度額	1年間(注2)の補償限度額300万円(1事故につき免責金額3,000円となります。) (注2)引受保険会社所定の計算期間によります。
保険の対象とならない主な場合	①補償対象商品の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害 ②補償対象商品の所有者と世帯を同じにする親族の故意によって生じた損害 ③戦争、その他の変乱、または地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ④差押え、収用、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害 ⑤原子力または放射能によって生じた損害 ⑥補償対象商品のかつ自然的摩滅・消耗・劣化、使用による消耗もしくは機能の低下、性質による発火・爆発・蒸気・さびかび・変質、変色そのこれらによる類似の事由またはねずみ食虫食いによって生じた損害 ⑦置き忘れたままでは消失によって生じた事故、詐欺、横領ひきつづけたことによる損害 ⑧外来の原因で直接起因しない不測な事故商品の電気的・機械的事故によって生じた損害 ⑨補償対象商品に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩補償対象商品に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害 ⑪音楽・映画・書籍などの音色もしくは音質の変化によって生じた損害 ⑫傷しみよこれ等の単なる外形上の損害 ⑬補償対象商品について、使用方法を誤ったことにより生じた損害 ⑭カード会員規約に違反した場合の損害 など
保険の対象とならない主な商品	①船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウイングサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類するものおよびこれら付属品 ③携帯電話・ポケッタブル等の携帯式通信機器 ④義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの ⑤動物および植物等の生物 ⑥現金、手形・小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・定期券・宿泊券・観覧券および旅行券をいふ)、旅行券・小切手およびあらゆる種類のチケット ⑦食料品 ⑧稿本、設計書、図案、書類その他これらに準するもの ⑨不動産および不動産に準するもの ⑩会員が從事する職業上の商品となるもの ⑪書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの ⑫テーブ、カード、ディスク、ドライブ等のコンピューター用の記録媒体に記載されているプログラム、データその他これらに類するもの など

*上記の内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■事故後、遅滞なくご連絡ください。

国内で事故が発生したら、裏面の「ポケットカード事故受付デスク」、海外の場合は「ポケットカード全世界共通マージンライン」まで事故状況をご連絡ください。ご帰国後保険金請求される場合「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡ください。

事故発生後、遅滞なく「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡いただけない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

■保険金請求に必要な書類一覧

保険金のご請求には下記の書類が必要となります。下記で必要な書類をご確認の上、ご提出ください。

保険金請求書	クレジットカードコピー	修理費請求書 または見積書	修理費請求書 または見積書	写真	その他の 関係書類
火災事故	○	○	○	○	○
盗難事故	○	○	○	○	○
破損汚損事故	○	○	○	○	○
その他事故	○	○	○	○	○

(1)○印は原則として必要な書類、□印は場合によって必要な書類

(2)全損の場合は、修理不能証明書および修理物をご提出ください。

(3)上記書類はコピーしたものでは、認められません。

(4)免責金額3,000円

[補足説明]

■全損には、損害品が修理不能または修理金額が損害品の購入額を上回る場合のことです。

(支払保険金は300万円で購入額が上限となります)

■クリップ式二景で損害品の確定できない場合(まとめ買等)は、購入時ににおいて損害品が確認できる資料(レシート等)を提出ください。

■本契約は購入商品付帯動産総合保険特約書を締結した動産総合保険です。



海外旅行中に
ケガを行った



現地で病氣になつた

傷害死亡・後遺障害保険金額
(カード会員 5,000万円 親族 1,000万円)

傷害治療費用保険金額
(カード会員 500万円 親族 200万円)

旅行中のケガで医師の治療を受けた時、偶然な事故による死亡や後遺障害が発生した時。



ショッピング中に
誤って商品を
こわした

個人賠償責任危険保険金額
(カード会員 5,000万円 親族 2,000万円)

旅行中に発生した偶然の事故で他人にケガをさせたり、商品をこわしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った時。



盗難にまわりた
品が
盗難にまわりた

携行品損害保険金額
(カード会員 50万円 親族 20万円)
[免責金額1事故3,000円]

旅行中に身のまわり品が盗まれたり、
事故によってこわれたりした時。

疾病治療費用保険金額
(カード会員 500万円 親族 200万円)

旅行中に病気にかかり、医師の治療を受けた時。



事故で遭難した

救援者費用等保険金額
(カード会員 500万円 親族 200万円)

旅行中に不慮の事故で遭難したり、ケガをして入院した場合、日本のご家族などが救援に向かわれる時。



カードで買つた
商品がこわれた

購入商品安心保険(動産総合保険)
(カード会員 300万円)
[免責金額3,000円]

ゴールドカードで購入した商品が、
90日以内に破損・盗難などにあつた時。

●上記の金額は、補償限度額となります。

※親族とは、カード会員と生計を共にする6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族とします。

※傷害死亡・後遺障害保険金については、他のクレジットカードを重複保有し、複数の保険が適用される場合でも、保険金の支払上限額は1枚あたりの最も高い金額となります(重複でお支払いできません)。

ポケットカード株式会社 東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産御成門タワー

ゴールドカード会員さま ☎ 0120-710-111 (受付時間 9:00~17:30)
専用フリーダイヤル

[取扱代理店] ポケットカード株式会社 [引受保険会社] あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

事故に関する
お問合わせ

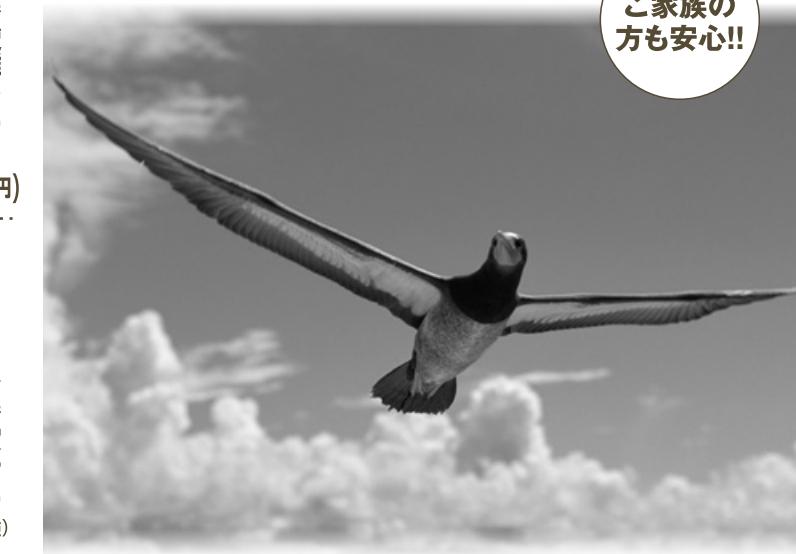
ポケットカード事故受付デスク
0120-024-839

ゴールドカード 保険案内ガイド

ゴールドカードには 「旅の安心」がついてきます

*ご出発前にこの保険に関する手続きは必要ございません。

ご家族の
方も安心!!



海外旅行
傷害保険

国内旅行
傷害保険

購入商品
安心保険

暮らしをクリエイティブに
ポケットカード株式会社

このパンフレットは動産総合保険、海外・国内旅行保険の概要を説いたものです。詳しくは普通保険契約・特約をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

「海外旅行傷害保険」で、海外でのさまざまな旅のトラブルを補償。

●カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

補償項目	傷害		個人賠償責任	携行品損害	救援者費用等
	死亡・後遺障害	治療費用			
保 本 人 親 族	5,000万円 (注1)	500万円	500万円	5,000万円	50万円
被 保 険 金 額	1,000万円	200万円	200万円	2,000万円	20万円
する場合を支払う	被保険者が旅行行程(注2)中に急激かつ偶然な外來の事故によって身体に被った傷害(「ケガ」といいます)を負い、そのケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は約款所定の後遺障害が発生した場合	被保険者が旅行行程(注2)中に急激かつ偶然な外來の事故によって被ったケガのため医師の治療を要した場合	①被保険者が旅行行程(注2)中に病気により、旅行行程中または旅行行程終了後48時間以内に発熱し、旅行行程終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②被保険者が旅行行程中に感染した特定の感染症(注3)を発症の原因として旅行行程終了の日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合	被保険者が旅行行程(注2)中に発生した偶然な事故により他の人の身体の障害または他の人の財物(レンタル業者から貸借した旅行用品を含みます。)を毀損したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合	被保険者が旅行行程(注2)中に発生した偶然な事故による損害が発生した場合 ※現金、小切手、クレジットカード、コインレンズ、山岳登攀等は登録済みの運動を行っている間の当該運動等のための用具などは含まれません。
お支払いする保険金	①死亡の場合:保険金額の全額 ②後遺障害の場合:後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100% ☆死後保険金、後遺障害保険金は合算して死亡 後遺障害保険金額が限度となります。 ☆死亡保険金、後遺障害保険金を払つべきとのクリジットカード付帯保険契約がある場合にあって、そのクリジットカード付帯保険契約のうちの払戻率(注4)と最高支払額(注5)の合計額は、最高支払額限界(注6)を超えると、引き受けられない場合は、他のクリジットカード付帯保険契約から保険金が支払われる場合に最高支払額(注6)を超える場合は、他のクリジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合に最高支払額(注6)を超える場合は、他のクリジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合に最高支払額(注6)を超える場合は、他のクリジットカード付帯保険契約がないものとして算出し、被保険者またはあたかの支払べき保険金額をもとします。 ※(2)でのクリジットカード付帯保険契約において規定された上記の限界額(うち、最長)を越えます。	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した次の費用を1事例につき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①診察料/問診料費用 ②治療のため必要となった通訳雇用料 ③医療器具の修理費 ④入院料による必要となった次の費用(ただし回の事故について20万円を限度とします。) イ 通信費 口員の回り品購入費(5万円限度) ⑥治療のために入院し、旅行行程を離れたことにより負担となった宿泊費用、行程便用費など	治療が開始した日からその日を含めて180日以内に必要な費用を1回の病気につき病害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(支払対象は左記傷害治療費用保険金額と同じ)ただし③は除きます。また④は1疾病について20万円を限度とします。	1事故につき個人賠償責任危険保険金額を限度として、法律上の損害賠償金などをお支払いします。 ※法律上の損害賠償金額とは別に、損害の発生、拡大の防止費用、示談交渉費用および争議費用等を支払います。ただし、1回の事故につき損害賠償金額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合は、賠償費用および差し支用費用を個人賠償責任危険保険金額の範囲で損害賠償金額の割合に応じて保険金をお支払いします。 ※2 賠償金額の決定には、事前に引受け保険会社の承認を必要とします。	携行品1つ(1組または1対)あたり10万円/航空券・乗車券券について(5万円)を限度として時価額または修理費等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地への航空運送等交通費(3名分限度) ③現地および現地までの往復におけるホテル等宿泊施設の料金(救護3名分限度)(ただし、1名につき1日分まで) ④現地への移送費用 ⑤連体運送費用(ただし、100万円限度) ⑥潜水艇費用(50万円限度) ※傷害治療費用保険金、疾病治療用保険金は支払われるべき費用についてはお支払いの対象となります。
で保 き な いを お お な す 私 合 い	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の競争行為や自己行為で犯罪行為によるケガ ③むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注6) ④戦争、革命等その他のこれらに類似の事変または暴動(注4)によるケガ ⑤放射能汚染または放射線照射によるケガ ⑥ハンググライダー搭乗、山岳登攀はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)などの危険な運動等を行っている間の事故	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者は自殺行為、暴行、虐待、犯行行為 ③飛行機 ④航空機、船舶、車両または鉄道の所有の、使用または運転による損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する家族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑥受託物※(注7)に関する損害賠償責任(注5) など ホリの客室及び浴室をひびき浴室室内を含む(セイティパックブリーフケースを含む)を除く。および被保険者が自ら運営する施設を含む。主な施設の例は、	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の対象の欠陥、不良、自燃の消耗、かさ傷または塗装の剥げ落とし ③飛行機、船、車両等による転倒等の事故 ④自然災害等による被災 ⑤被保険者と同居する家族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑥受託物※(注7)に関する損害賠償責任(注5) など ホリの客室及び浴室をひびき浴室室内を含む(セイティパックブリーフケースを含む)を除く。および被保険者が自ら運営する施設を含む。主な施設の例は、	①保険契約者、被保険者または被保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の対象の欠陥、不良、自燃の消耗、かさ傷または塗装の剥げ落とし ③飛行機、船、車両等による転倒等の事故 ④自然災害等による被災 ⑤被保険者と同居する家族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑥受託物※(注7)に関する損害賠償責任(注5) など ホリの客室及び浴室をひびき浴室室内を含む(セイティパックブリーフケースを含む)を除く。および被保険者が自ら運営する施設を含む。主な施設の例は、	①保険契約者、被保険者または被保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の対象の欠陥、不良、自燃の消耗、かさ傷または塗装の剥げ落とし ③飛行機、船、車両等による転倒等の事故 ④自然災害等による被災 ⑤被保険者と同居する家族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑥受託物※(注7)に関する損害賠償責任(注5) など ホリの客室及び浴室をひびき浴室室内を含む(セイティパックブリーフケースを含む)を除く。および被保険者が自ら運営する施設を含む。主な施設の例は、

海外・国内旅行傷害保険 保険金ご請求の手続き

① 事故後、30日以内にご連絡ください。

現地で緊急事態が発生したら、国内の場合は下記「ポケットカード事故受付デスク」、海外の場合は「ポケットカード全世界共通エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。ご帰国後保険金請求の手続きをされる場合、必ず事故後30日以内に「ポケットカード事故受付デスク」までご連絡ください。海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険について、事故の発生の日からその日の目を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受け保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 必要書類をお取り寄せください。

保険金のご請求には、旅行先現地で取得するべき書類をはじめ、さまざまな書類が必要な場合がございますので、下の表をご確認ください。

■保険金請求に必要な書類一覧

必要書類には、現地でしか手配できないものもございます。必ずこの表をチェックしてご確認ください。

その他の音類

(注) 1:○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる

2:※印は引受保険会社所定用紙があるものです。

❸ 手続未終了後、保険金をお支払いいたしません

⑤ 手続を終了後、保険金をお支払いいたします。

海外不堅急車両が発生した時は

海外で緊急事態が発生した時は、

日本古文書の電子化と日本語電子化文庫

世界中どこからでも日本語で

ポケットカード全世界共通エマージェンシーライン
010-6785-8888

6-7635-26

24時間年中無休)(通話料:有料)

「国内旅行傷害保険」で、国内のアクシデントでも安心。

補償項目	死亡保険金・後遺障害保険金	入院保険金	手術保険金	通院保険金
保 本 人	5,000万円	1日につき 5,000円	50,000円・25,000円	1日につき 3,000円
親 族	1,000万円	1日につき 2,000円	20,000円・10,000円	1日につき 1,000円
する 場 合 を お 委 託 い る	<p>①ゴールドカードにより国際線航空券を購入して、当該航空機に搭乗中にケガを被った場合。なお航空機の搭乗者に限り入場が許可される飛行場における急激かつ偶然な外來の事故および機内および着陸時着地時の接続交通乗用具に搭載された場合に限ります。</p> <p>②ゴールドカードにより旅行代理店、宿泊施設等でノーカー・ポンシステムによる予約を行った場合はノーカー・ポンシステムによらず予約を行い、またはノーカー・ポンシステムによらず料金をカードで支払ふ宿泊施設の火災・破損・爆発によりケガを被った場合。</p> <p>③公共交通乗用具に搭乗中にケガを被った場合。会員が該当公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をゴールドカードで支払った場合に限ります。</p> <p>④募集企画旅行に参加している間にケガを被った場合。ただし、宿泊を伴う募集企画旅行でなければ、ゴールドカードで支払った場合。</p> <p>上記①～④によるケガの治療のため、事故の発生の日から7日を経過してなお入院の状態にあるとき</p> <p>左記①～④によるケガの治療のため、事故の発生の日から7日を経過してなお入院の状態にあるとき</p> <p>左記①～④によるケガの治療のため、事故の発生の日から7日を経過してなお通院の状態にあるとき</p>			

☆保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われるまで、支払権を留保する。

（＊）他のクレジットカード付帯保険契約がないものと併用する場合は最高支払額（通常）から支払額を差し引いた額を差し引いて支払われる場合です。
（＊）被保険者の名義での支払は「被保険者の名義での支払」を指します。
（＊2）それまでのクレジットカード付帯保険契約の範囲で規定された支払額を指します。